



佐賀県公報

平成18年
3月31日
(金曜日)
第12736号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

規則

告示

◎佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則 (一三・会計課) 一

◎佐賀県環境の保全と創造に関する条例に基づく移入規制種の指定の一部改正 (二二一・環境課) 二

◎佐賀県産業廃棄物適正処理指導要綱の一部改正 (二二二・廃棄物対策課) 二

◎救急業務に関し協力する旨の申出の撤回 (二二三・医務課) 三

◎土地収用法に基づく事業の認定 (二二四・土地対策課) 三

◎都市計画の変更 (二二五・まちづくり推進課) 五

◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (二二六・河川砂防課) 五

◎ " (二二七・ ") 五

◎道路の区域の変更 (二二八・道路課) 六

◎道路の供用開始 (二二九・ ") 六

◎道路の区域の変更 (二三〇・ ") 六

◎道路の供用開始 (三三一・ ") 七

◎道路の区域の変更 (三三二・ ") 七

◎佐賀県港湾管理条例第十条第一項の知事が定める部分 (三三三・港湾課) 七

公告

◎開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 九

◎ " (") 九

◎宮ノ前地区換地計画 (農地整備課) 九

◎永田地区交換分合計画 (") 九

◎土地改良事業の工事完了 (") 九

◎建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 十

教育委員会事項

◎指定技能教育施設の連携措置に係る科目及び連絡措置に係る科目

に対応する高等学校の科目の変更 (告示・五) 十

正誤

◎平成十八年三月一日付け佐賀県公報号外注訂正 (総務法制課) 十

公布された規則のあらまし

◎佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則(規則第一三三号)

1 かいの長及び事業所等の長は、証紙収入に係る歳入を本庁等の各課が主管する場合は、当該各課の長に証紙収入の状況報告を行うこととした。(第七
条関係)

2 かいの長は、証紙収入に係る歳入を主管する場合は、公金振替調定を行い、

出納長にその通知を行うこととした。(第八条関係)

3 売りさばき手数料の額を改定することとした。(第一四条関係)

4 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

規則

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第十三号

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県証紙条例施行規則(昭和三十九年佐賀県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「徴収整理簿により」を「証紙により納付された使用料及び手数料について、本庁等の各課が当該使用料及び手数料に係る歳入を主管する場合は」に改め、「歳入を主管する」を削る。

第八条第一項中「各課の長」の下に「及びかいの長」を、「第四号の二」を「の下に「翌月十五日までに」を加える。

第十四条を次のように改める。

(売りさばぎ手数料)

第十四条 売りさばぎ手数料は、当該売りさばぎ人の買受額の万分の三百十五に相当する額とする。

様式第四号の二中「~~水産物~~」を「~~水産物~~」に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

○ 告 示

●佐賀県告示第二百二十一号

佐賀県環境の保全と創造に関する条例に基づく移入規制種の指定平成十七年佐賀県告示第五百三十六号の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

一の表中

オオクチバス	"
ガー科全種	"

を

オオクチバス	県内全域(北山湖を除く。)
--------	---------------

に改める。

ガー科全種 県内全域

二の表を三の表とし、一の表の次に次の一表を加える。

二 移入規制種の名称及び移入行為等(捕獲し、又は採取したものをその場で放つ行為を除く。)を禁止する地域

区分	移入規制種の名称	移入行為等(捕獲し、又は採取したものをその場で放つ行為を除く。)を禁止する地域
魚類	オオクチバス	北山湖

●佐賀県告示第二百二十二号

佐賀県産業廃棄物適正処理指導要綱(平成四年佐賀県告示第百八十四号)の一部を次のように改正する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

第二条第四号中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改め、同条第九号中「第十二条第五項第二号」を「第十五条第一項」に改め、同条第十一号中「第十四条第一項」の下に「若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項」を加える。

第三条中「第十一条第一項」を「第五条の五第一項」に改める。

第十条第二項中「市町村長」を「市町長」に改める。

第十二条第三項中「第八条の四第一項」を「第八条の五第一項」に改める。

別表第六号中「PH等」を「D H等」に改め、同号のり中「第一条第十三号」を「第二条第十三号」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

●佐賀県告示第二百二十三号

次の医療機関の開設者からの救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条に定める救急業務に関し協力する旨の申出は、撤回された。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	開設者
町立太良病院	藤津郡太良町大字多良一五二〇番地一二	太良町長

●佐賀県告示第二百二十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

一 起業者の名称 武雄市

二 事業の種類 川内地区農業集落排水資源循環統合補助事業における処理場

建設工事、管路埋設工事並びにこれらに伴う附帯工事

三 起業地

(一) 収用の部分 佐賀県武雄市若木町大字本部川内地区内

(二) 使用の部分 佐賀県武雄市若木町大字本部川内地区内

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(一) 法第二十条第一号の要件への適合性

申請に係る事業は、武雄市若木町大字本部川内地区内における約六千九百二十一平方メートルの土地を起業地とし、農業集落におけるし尿及び生活雑排水を同時に処理する汚水処理施設等を建設する「川内地区農業集落

排水資源循環統合補助事業における処理場建設工事、管路埋設工事並びにこれらに伴う附帯工事」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業のうち、「川内地区農業集落排水資源循環統合補助事業における処理場建設工事、管路埋設工事」(以下「本件事業」という。)は武雄市が直接その事業の用に供する施設である処理場の建設及び管路埋設する事業であることから、法第三条第三十一号に掲げる地方公共団体が設置する施設に関する事業に該当する。

また、本件事業の施行に伴う附帯工事として行う処理場敷地への進入道路工事及び管理設後の管理用道路工事については、法第三条第三十五号に規定する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

(二) 法第二十条第二号の要件への適合性

本件事業は、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱(平成十四年三月二十七日付け十三農振第三四三八号農林水産事務次官通知。以下「実施要綱」という。)の規定に基づき建設される汚水処理施設等である。

本件事業の起業者である武雄市は、実施要綱第二において規定される「事業主体」とされており、起業地は平成十六年度に農林水産省の農業集落排水資源循環統合補助事業実施地区として採択されていること、また、武雄市が一般会計等により既に財源措置等を講じていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。なお、平成十八年三月の市町村合併後も事業は継承されている。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

(三) 法第二十条第三号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

本件事業は、武雄市若木町大字本部川内地区内(以下「当地区」という。)

において事業計画区域面積八・三ヘクタール、計画処理対象人口二百七十人のし尿及び生活雑排水等を処理し、これらの循環利用を目的とする施設面積約千五百八十八平方メートルの汚水処理場の建設並びに各家庭からの排水を処理施設に流入するための集水管及び同処理施設で処理した処理水を放流するための排水管の管路(総延長三千六十メートル)を埋設するほか、本体工事のために欠くことのできない進入道路及び管理用道路を設置するものである。

武雄市の汚水処理人口普及率は県内平均の半分程度しかなく、特に、農業集落排水処理施設については、整備予定の全九地区のうち一地区のみ供用されているに過ぎず、松浦川及び本部ダムの上流に位置する当地区では、近年、家庭からの生活雑排水等の流入により農業用排水路の汚濁、農作物への被害が生じている。

また、汚濁された排水が農業用排水路を介してダムへと放流されるため、下流域への影響が懸念されている。

本件事業の完成により、当地区の農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持並びに農村生活環境の改善が図られるとともに、当地区のみならず下流に位置する公共用水域及びダムの浄化に寄与することが認められる。また、処理施設から発生した汚泥は、再資源化及び肥料として農地還元することで農村地域における資源循環の促進を図ることができ、生産性の高い農業の実現、活力ある農村生活の形成及び循環型社会の構築に資することが認められる。

また、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、処理場の周辺は主に農地であり、汚泥改質装置の設置により臭気対策を講ずること、工事中は騒音防止対策を講ずること等を考慮すると、本件事業の施行に伴う生活環境に与える影響は軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業者の調査によると、本件事業地内には、起業者が保護のため特別の措置を構すべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、公共用水域の水質保全及び下流ダムの水質汚濁防止を目的とし、農業集落排水施設設計指針等に基づき、地形、処理作業等を勘案して施設の必要面積を決定されており、本件事業の事業計画は、基準等に適合していると認められる。

また、本件事業に係る起業地の位置、維持管理の利便性、事業費等を考慮して選定した三つの候補地について、社会的観点及び経済的観点から総合的に検討した結果、汚水の集水が容易で、民家が近づくことなく、施設の維持管理における車両の通行等に支障がない、事業費の安価な本件起業地が最も優れたものとして選定されており、その選定は適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

(四) 法第二十条第四号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

(三)のAで述べたように、農業用排水路の汚濁及び農作物への被害のほか、下流に位置するダムの汚濁が問題となっていること、本件事業が

平成十六年三月に佐賀県が策定した佐賀県汚水処理整備構想において平成二十年度に事業完了し供用開始するものと位置づけられていることから、できるだけ早期に本件事業の完成を図る必要があると認められる。

また、当地区住民から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていことから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

武雄市役所建設部下水道課

◎佐賀県告示第二百二十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

一 都市計画の種類

伊万里都市計画臨港地区

二 都市計画を変更する土地の地区

伊万里市山代町地内

◎佐賀県告示第二百二十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課、佐賀土木事務所及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

本村地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次直線で結んだ線及び標柱五号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	市	町	大字	字	地番
一	佐賀市	富士町	古湯	本村	八二一番一 地先道路敷
二	"	"	"	"	九四二番一
三	"	"	"	"	"
四	"	"	"	"	九三九番三 地先河川敷
五	"	"	"	"	九二一番一

◎佐賀県告示第二百二十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課、佐賀土木事務所及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

本村第二地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次直線で結んだ線及び標柱十二号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	市	町	大字	字	地番
一	佐賀市	富士町	小副川	桑ノ佐古	八五五番一地先河川敷
二	"	"	"	下ノ原	七三五番一
三	"	"	"	"	七一八番
四	"	"	"	"	七六三番
五	"	"	"	"	七八三番一地先道路敷
六	"	"	"	"	六九一番二地先道路敷
七	"	"	"	"	六六九番
八	"	"	"	"	六八三番三地先道路敷
九	"	"	"	"	八〇七番一
十	"	"	"	"	七七四番一
十一	"	"	"	"	七七一番
十二	"	"	"	"	七四八番地先道路敷

●佐賀県告示第二百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年三月三十一日から平成十八年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類の区域

道路の種類及び路線名	区間	変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
佐賀脊振線 県道	佐賀市兵庫町大字瓦町字四本黒木四一七番五地先から佐賀市兵庫町大字瓦町字堀立一八三番地先まで	後	三六・四	一八〇・二
	佐賀市兵庫町大字瓦町字四本黒木四一七番五地先から佐賀市兵庫町大字瓦町字堀立一八三番地先まで	前	一〇・七	一九二・一

●佐賀県告示第二百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年三月三十一日から平成十八年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
佐賀脊振線 県道	佐賀市兵庫町大字瓦町字四本黒木四一七番五地先から佐賀市兵庫町大字瓦町字堀立一八三番地先まで	平成一八・三・三一

●佐賀県告示第二百三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年三月三十一日から平成十八年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

る。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員 メートル	延長 メートル
	区	間			
鷹島肥前線 県道	唐津市肥前町星賀字大ヶ崎乙五 三五番一地从先から 唐津市肥前町星賀字辰入甲二一 七二番九地先まで	後	一四六・〇 〃 一二・〇	一、四八〇・〇	
	唐津市肥前町星賀字大ヶ崎乙五 三五番一地从先から 唐津市肥前町星賀字辰入甲二一 七二番九地先まで	前	一四六・〇 〃 一二・〇		

●佐賀県告示第二百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年三月三十一日から平成十八年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 鷹島肥前線	唐津市肥前町星賀字大ヶ崎乙五五九番八地先から 唐津市肥前町星賀字鋤ノ谷甲二二五三番八地先まで	平成一八・三・三一

●佐賀県告示第二百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路

の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年三月三十一日から平成十八年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員 メートル	延長 メートル
	区	間			
一般国道 四九八号	伊万里市松浦町桃ノ川字名荷谷 四四一九番四地先から 伊万里市松浦町桃ノ川字名荷谷 四四一九番一地从先まで	後	九・八 〃 九・四	一二・九	
	伊万里市松浦町桃ノ川字名荷谷 四四一九番四地先から 伊万里市松浦町桃ノ川字名荷谷 四四一九番一地从先まで	前	一〇・八 〃 九・四		

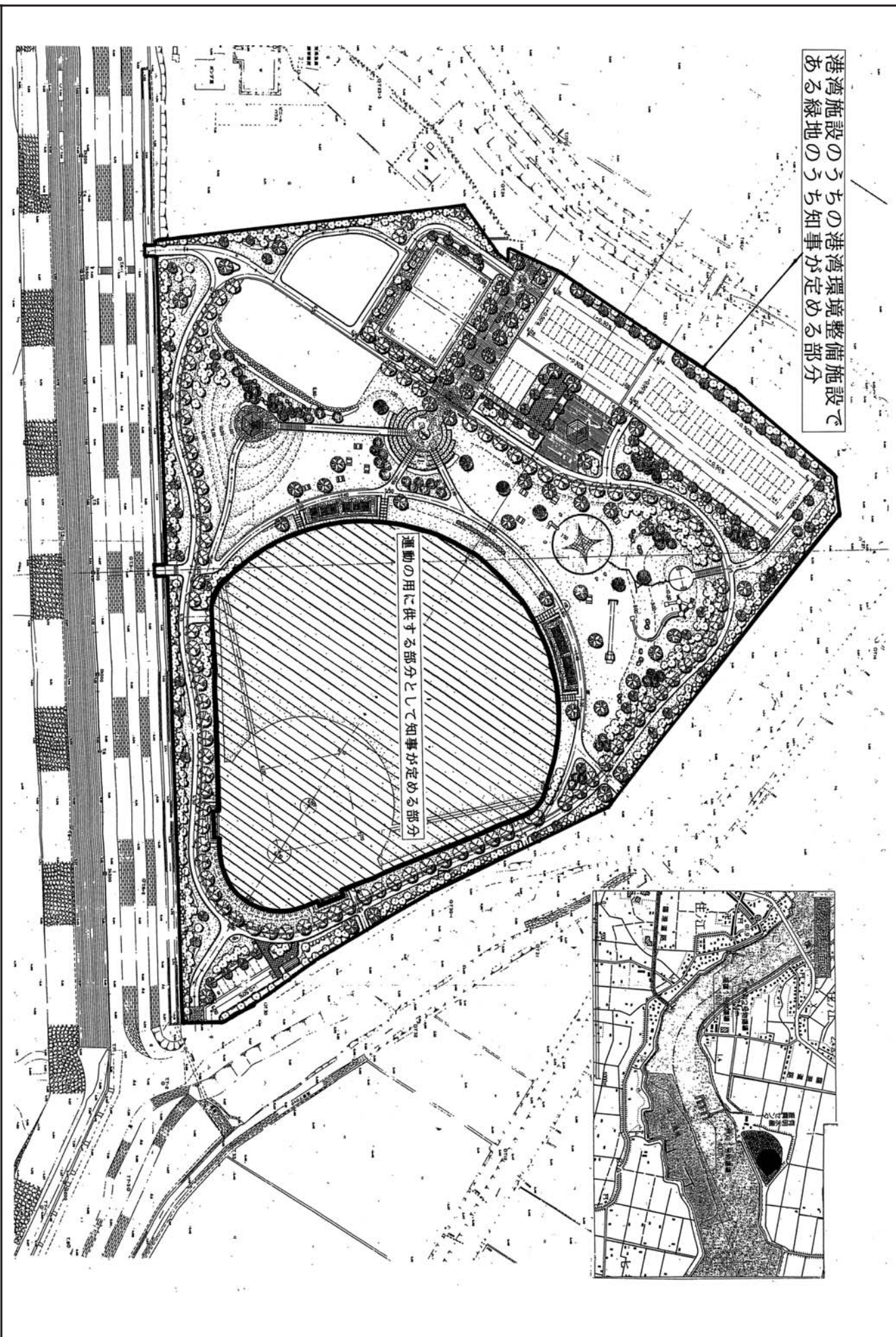
●佐賀県告示第二百三十三号

佐賀県港湾管理条例（昭和四十七年佐賀県条例第三十六号）第十条第一項の港湾施設のうち港湾環境整備施設である緑地のうち知事が定める部分及び運動の用に供する部分として知事が定める部分は、別図に表示する区域とする。

なお、佐賀県港湾管理条例第三条第一項の知事が定める部分（平成十七年佐賀県告示第九十三号）は、平成十八年三月三十一日限り廃止する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康



○ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成18年3月31日

佐賀県知事 古 川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

唐津市相知町相知字緑山457番17から457番29まで、457番55、465番3及び465番5（第1工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

唐津市西城内1番1号
唐津市

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成18年3月31日

佐賀県知事 古 川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

唐津市呼子町小川島字西1743番から1747番まで、1751番1、1751番2、1752番、1753番、1754番1、1755番から1757番まで、1759番から1761番まで、1762番1、1762番2、1763番、1764番、1765番1、1765番2、1766番、1768番から1771番まで、1772番1、1788番1、1789番1、1790番1、1790番2、1791番から1794番まで、1796番1、1796番2、1797番1、1798番1、1798番2、1802番1、1803番、1804番、1805番1、1811番1、1812番1、1813番1、1814番から1818番まで、1827番2及び1828番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宮崎県児湯郡新富町大字上富田4637番地1

吉川セミコンダクタ株式会社

唐津市長 坂井俊之から認可申請の唐津市営土地改良事業（さが農業農村振興整備）宮ノ前地区換地計画は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により適当であると決定した。

ついでには、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年3月31日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

唐津市営土地改良事業（さが農業農村振興整備）宮ノ前地区換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成18年4月3日から平成18年4月28日まで

3 縦覧の場所

唐津市役所

小城市農業委員会から申請のあった小城市芦刈町永田地区交換分合計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第98条第8項の規定により、平成18年3月24日認可しました。

平成18年3月31日

佐賀県知事 古 川 康

多久市長 横尾 俊彦から土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、多久市営土地改良事業（さが農業農村振興整備 区画整理）瓦川内地区の工事が平成16年3月25日完了した旨届出があった。

平成18年3月31日

佐賀県知事 古川 康

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年3月31日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
37	鳥栖市田代外町字堤581番21、581番29、581番30及び581番33	平成18年3月20日	4.16～4.30	35.00

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

○ 教育委員会事項

◎佐賀県教育委員会告示第五号

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十四条第二項の規定により、指定技能教育施設の連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目を次のとおり変更した。

平成十八年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠 二 郎

名 称

連携措置に係る科目

連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

新 簿記

ビジネス基礎

簿記

ビジネス基礎

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年三月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社 古川総合印刷

九州国際情報ビジネス
専門学校

旧		簿記	
流通経済	簿記	流通経済	簿記
ビジネス基礎		ビジネス基礎	

○ 正 誤

平成十八年三月一日付け佐賀県公報号外中訂正

頁	箇所	誤	正
2	下段 右から三行目	潔ノ辻	竈ノ辻
2	下段 右から五行目	潔ノ元	竈ノ元
4	上段 左から四行目	下廣瀬	廣瀬